

平成14年6月

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案について

申請・届出等行政手続のオンライン化の実現には、第三者による情報の改ざんを防止し通信相手を確認するため、電子証明書の発行等を行う高度な個人認証サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要。

このため、地方公共団体による公的個人認証サービス制度を創設。

1. 希望者に対する電子証明書の発行

住民基本台帳に記録されている者で希望する人は、市町村の窓口において、電子署名に使用する鍵ペア（秘密鍵と公開鍵）を自ら作成し、都道府県知事の発行する電子証明書の提供を受けることができる。

（注）電子署名の方式としては、最新の技術を用い、現在最も信頼できる公開鍵暗号方式を利用した認証方式を採用する。

2. 電子証明書の失効情報の提供

電子署名と電子証明書が付された申請・届出等を受信した行政機関等（署名検証者）からの要請に対し、都道府県知事はその電子証明書が失効リストに載っているかどうかを確認する。（住所・氏名の変更又は死亡の事実が生じた場合に、何らかの異動等の事実があった旨の情報のみを住民基本台帳ネットワークシステムから得て失効リストを作成）

3. 個人情報の保護

本サービスの運営に当たっては、取り扱う利用者の個人情報を最小限にとどめる（氏名・出生の年月日・男女の別・住所及び公開鍵）とともに、厳重かつ適切に保護（認証業務等に関して知り得た個人情報の他目的利用の禁止、セキュリティ対策の実施義務、厳重な守秘義務、利用者に自己の個人情報の開示・訂正及び苦情処理を保障）

4. 指定認証機関

証明書発行・失効情報提供の業務は、複数の都道府県による共同処理が可能。この場合、極めて高いセキュリティレベル・運用ノウハウの確保が必要であることから、都道府県知事は大臣の指定する者（指定認証機関）に委託することができる。